

第 3 期知的財産戦略の基本方針の在り方について（案）

はじめに／Ⅰ. 第 3 期知的財産戦略の基本方針の在り方について

はじめに

世界的な金融危機により世界全体の経済活動が急激に失速している。我が国経済もその影響を受け、企業業績も悪化し、今後の知的財産活動の大幅な縮小が懸念される事態に陥っている。

翻って我が国は、2003年3月の知的財産基本法の施行以来、第1期（2003年度～2005年度）及び第2期（2006年度～2008年度）の計6年間、官民挙げて知的財産立国の実現に向け力を注いできた。果たして、現在直面する経済危機によってこれまでの努力レベルを引き下げてしまっているのか。このような激動期こそ我が国に強みのある知的財産を活かしたグローバル市場の獲得や内需拡大に向けた方策を追求すべきではないか。今まさに知的財産戦略の真価が問われているのである。

かかる認識の下、知的財産による競争力強化専門調査会及びコンテンツ・日本ブランド専門調査会（以下「両専門調査会」という。）は、2006年2月の知的財産戦略本部決定に基づき、これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関するレビューを行うとともに、第3期（2009年度～2013年度）における知的財産戦略の基本方針の在り方についてそれぞれ検討を行った。その過程において広く国民からの意見募集を行い議論の参考とした。本報告書は両専門調査会の検討結果を組み合わせ取りまとめたものである。

本報告書は今後の基本方針の在り方と政策レビューの大きく2つの要素により構成されている。これまで講じてきた知的財産施策とその関連データを別冊のとおり体系的に整理し評価した上で、その概要及び今後講ずべき主な施策を第Ⅱ部として整理した。これを踏まえ、今後の知的財産戦略の基本方針として、第3期において目指すべき政策目標を設定し、その達成度を評価するための定量的指標を含む評価指標及び政策目標を達成するために今後重点的に講ずべき施策を抽出し整理したものを第Ⅰ部とした。

政策レビューの結果、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識向上・体制整備に結実しおおむね成果を上げて

いる一方、欧米と同等の視座を獲得したこともあって、イノベーション促進には知的財産の権利保護のみに注力するのではなく創造と活用を効果的につなげるための戦略的取組が重要との認識が高まるとともに、経済のグローバル化、イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、我が国の有する優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていない、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国が現下の経済危機を克服し国際競争に打ち勝っていくためには、グローバル市場において新たな知的財産の創造とその効果的な活用によるイノベーションを創出し続けていく以外に途はない。第3期を迎えるに当たり、知的財産を原動力とする国際競争力の強化という原点にもう一度立ち返り、国際的視点からイノベーション促進のための知的財産戦略を一層強化していかなくてはならない。その際、イノベーションの創造に資する知財人材の育成・確保も引き続き重要である。また、世界的な経済減速に対応するためにはコンテンツを始めとするクリエイティブ産業の振興に戦略的に取り組まなければならない。加えて、知的財産権の安定性の確保や利用者ニーズの充足といった観点からの不断の改革も怠ってはならない。

知的財産は国富の源泉である。知的財産戦略を誤ると国の未来が危うくなる。我々は世界最先端の知的財産立国の実現に向けた歩みをここで止めるわけにはいかないのである。

I. 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について

1. 知的財産を取り巻く環境変化

- 未曾有の世界的な金融危機に端を発した経済の減速が進行している。資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国は、当面の経済危機に対応するとともに、中長期的視点から経済成長を図ることが求められている。
- ヒト、モノ、カネ、情報が国境を超えて移動する経済のグローバル化が進展し、コスト競争力のある新興国の追い上げ等により国際競争が激化する中、技術、コンテンツ、ブランド等の革新的な知的財産を生み出し、それを高付加価値な製品・サービスのグローバルな提供を通じ効果的に経済的価値の創出に結び付けていくこと、すなわち、イノベーションの創出が極めて重要となっている。
- 特に、技術の高度化・複雑化が進展し、市場変化の速度が増す中、事業化スピードの加速や投入コストの最小化を図るため、内部のリソースのみならず、外部のリソースを事業活動において有効に活用しようとするオープン・イノベーションに向けた取組が進展している。
- また、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展は、上記のイノベーションの構造変化や著作権法を始めとする知財制度の在り方にも大きな影響を及ぼしつつあるとともに、新たな市場拡大の機会をもたらしている。
- 一方、世界的な経済減速に伴い内外の市場が急速に縮小し始めている中、日本のブランド価値の発信を通じた海外市場の開拓や国民生活を豊かにするコンテンツ、デザイン等の質の向上による内需拡大の重要性が高まっている。
- 特許等の知財制度の利用の側面に着目すると、その全体に関連する高コスト構造や権利の安定性に関する問題点が指摘されている一方、フリーソフトウェアやパテント・コモンズ（一定のコミュニティにおける知的財産権の自由利用を認める仕組み）の活用など独占権を主張しない取組が広がっている。

2. 我が国の現状と課題

下記Ⅱ. のとおり政策レビューを行ったところ、総じて、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識改革・体制整備に結実しおおむね成果を上げているといえる。しかし、その一方、欧米と同等の視座を獲得したこともあって、イノベーション促進には知的財産の権利保護のみに注力するのではなく創造と活用を効果的につなげるための戦略が重要との認識が高まるとともに、経済のグローバル化、イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、我が国の有する優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていない、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

そこで、イノベーションの促進、経済のグローバル化への対応、コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信、知的財産権の安定性・予見性の確保及び利用者ニーズへの対応というそれぞれの視点から、我が国の現状と課題を整理すると、以下のとおりである。

(1) イノベーションの促進

- 近年、我が国の自国特許登録件数は第1位を維持し続けているが、国民一人当たりGDPは米国の約3/4にとどまっており、経済成長率へのMFP（全要素生産性）の寄与度も米国、英国、仏国等に劣っている。ハイブリッド自動車等一部競争力を有する製品を生み出しているものの、総じて、我が国は知的財産を経済的価値の創出に効果的に結び付けられていないおそれがある。
- 事業活動の側面を見ると、オープン・イノベーションの進展に伴いイノベーション・プロセスの分担化が進行する中、収益を最大化させるためにはそのプロセスのイニシアティブをとることがより重要となっている。このような中、アジア・新興国の台頭やモジュール化の進展により、厳しい価格競争に晒され収益性が低下する事例が見られるなど、グローバル競争に勝ち抜くためのビジネスモデルの構築や高度な知財戦略の実践に遅れがある。

- また、業種、企業ごとに差はあるものの共通基盤技術については国際標準化によりコスト削減や市場拡大を図り、個別技術については差別化し囲い込むという戦略の浸透が十分ではない。
- さらに、現下の厳しい経済情勢の下、地域経済の活性化が求められているが、大学や中堅・中小企業の生み出した知的財産を適切に管理し他のリソースと有効に結び付けて事業化まで関与する総合プロデュース機能が脆弱である。
- 知的財産の主要な創造拠点である大学の特許出願件数、特許実施件数とも着実に増加しているものの、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、権利取得・管理、企業への新しい事業コンセプトの提案など、大学の知的財産を産業界へ効果的に移転させるための総合的な機能は未だ弱い。
- また、大学発ベンチャーを始め知的財産を活用したベンチャー企業は多数創出されたものの、経営が軌道に乗っていないものも多い。一部不活性な大学発ベンチャーの存続がベンチャーの特性であるダイナミズムの低下をもたらしているとの指摘もある。
- 知財制度に関しては、国際的に整合性のとれていない知財制度や権利付与の遅延がグローバル市場における新たなビジネスモデル構築の阻害要因となるおそれがある。これまでも数次の法改正や審査迅速化に向けた体制整備等が行われてきたが、未だ国際的に遜色のない水準に至っていない面がある。
- また、オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まっている中、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆる「パテント・トロール問題」）が顕在化したり、国際標準化に際して不当な権利行使が行われたりしている。産業の健全な発展を図る観点から、適切な権利行使の在り方について検討を行うことが必要とされている。
- さらに、我が国の制度では諸外国に比して営業秘密侵害に対する抑止力が弱いと見られているため、海外企業との共同研究等の実施に支障を及ぼしていると指摘されている。

(2) 経済のグローバル化への対応

- オープン・イノベーションは国や組織の枠を超えて内外の知的財産の有効活用を図るものであり、グローバルな事業活動を内在させるものといえる。また、我が国の経済成長には高い経済成長を維持しているアジア等の活力を取り込むことが不可欠である。その際、国ごとに異なる知財制度が国際的な事業活動の大きな足かせとなりかねない。

- このような中、世界各国において知的財産を低コストでかつ迅速に保護・活用できるようにするための世界特許システムの構築に向け、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイが本格化しつつあるが、対象国の更なる拡大の余地がある。
また、日米欧三極特許庁間での出願様式が統一されたものの、審査基準や審査判断の調和についてはまだ議論が開始された段階であり、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る電子出願処理システムも十分に整備されていない。さらに、実体特許法条約に関しては、グレースピリオド（発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間）の取扱い等をめぐり米欧間の交渉が難航しているが、先願主義への移行を含む米国特許法改正案への対応に係る米国新政権下での動きにも注視が必要である。

- アジア地域における知財制度の導入・普及については、人材育成や出願処理システムの構築に関する支援を行ってきているが、かかる地域における制度・運用の整備は十分ではない。その他の経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）への我が国の出願数は米国よりも少なく、国際的な知財取得戦略に遅れが見られる。

- 一方、国内では最近の5年間で知財侵害事犯の検挙事件数が倍増し、知財侵害物品の輸入差止件数が3倍に増加したものの、海外での模倣被害率が高止まっているなどアジア諸国を始めとする国々における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても海賊版が氾濫しており、国内外での円滑な事業活動における重大な支障となっている。

- 経済のグローバル化が進展するも、我が国の海外出願比率は欧米の1／2以下にとどまっている。また、国際標準化の活動自体は活発化しているが、国際標準化機関における議長、幹事等の獲得数を見ると欧米には未だ及ばない状況にある。

(3) コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信

- 近年、我が国のマンガ、アニメ、ゲーム等は海外で高く評価されているにもかかわらず、我が国のコンテンツ産業全体の伸び率は低迷している。「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」の開催等によりコンテンツの海外への情報発信を促進しているものの、映画や放送番組の輸出規模が米国や韓国に劣るなどコンテンツ産業全体としては海外展開が進んでおらず、ブランド価値の発信も個別分野ごとの対応にとどまっている。また、地域資源を活用したコンテンツ制作やデジタル・ネットワーク環境の利点をいかしたビジネスモデルの構築にも遅れをとっている。さらに、インターネット上の著作権侵害コンテンツの氾濫等が適切な利益の確保を阻み、創造力の低下につながる懸念されている。
- コンテンツ産業を支える基盤として、技術進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる知財制度が整備されておらず、また、多数の権利が併存する放送番組等については、集中管理の拡大や契約ルールの形成が一定程度進みつつあるが、流通経路の複雑化に対応するためのコストは依然として大きいとされている。さらに、地域団体商標の導入等が行われたものの、ブランドを支える知財制度がブランド価値を守り育てる利用者のニーズを十分反映していない面がある。

(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保

- オープン・イノベーションの進展に伴い、知的財産権の流動性が高まり、その安定性を確保することが重要となっている。
- 一方、侵害訴訟において特許が無効と判断される事件の割合が増加傾向にあり、これによるビジネスリスクの増大が懸念されている。

- 無効と判断される原因については、分析が必要であるが、審査段階で発見できなかった先行技術が事後的に提出されることや裁判所と特許庁の間で特許性に関する判断に齟齬をきたしている可能性のあることなどが指摘されている。
- また、特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」が特許権の安定性の阻害要因となっているとの指摘もある。

(5) 利用者ニーズへの対応

- これまでも利用者ニーズに応じて特許電子図書館（IPDL）の機能向上や特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）等の行政サービスの質の向上が図られてきたが、現下の経済の急速な減速に伴う企業業績の悪化もあいまって、国内外における権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財制度の利用に関連する高コスト構造が問題視されている。
- 特に資金の乏しい中小企業については、現在の厳しい経済情勢の下、知的財産の取得や活用が一層困難になることが懸念されている。
- 特許庁等の行政サービスの質の向上、審査基準の明確化、知財制度の国際調和、審査の迅速化など知財システム全体に関して利用者ニーズを満たすものとなるよう不断に見直すことが必要である。

3. 第3期（2009年度～2013年度）知的財産戦略の基本方針

〈基本的考え方〉

第3期（2009年度～2013年度）における我が国の知的財産戦略は、知的財産を取り巻く環境変化（上記1.）を踏まえ、我が国の現状と課題（上記2.）に適切に対応するものでなくてはならない。

まず、第1にイノベーション促進のための知的財産戦略を強化することが必要である。革新的な知的財産を生み出し、その権利保護を重視することは今後とも重要であるが、そのみに注力していてもイノベーションを効率的に実現することは困難である。知的財産をいかに効果的に経済的価値の創出に結び付けるかという視点を重視しつつ、知的財産の創造から活用までの各プロセスをより有機的かつ相互に連結させるべく、知財制度や事業環境を進化させていくことが必要である。

第2にグローバルな視点から知的財産戦略を強化していかなければならない。事業者の事業活動のグローバル化がますます進展する中、国ごとに異なる知財制度やその運用がその足かせとなるおそれが多い。国際的な知財制度の調和や審査業務のワークシェアリングの拡大、海外における模倣品・海賊版対策など国際的なフレームワーク作りに一層強力に取り組まなくてはならない。

第3にコンテンツ産業を始めとするクリエイティブ産業の振興に戦略的に取り組まなくてはならない。従来から我が国が強みを有するものづくり産業においてもデザインやブランドの重要性が増大しているように、グローバル市場における我が国の総合的な競争力を向上させるためには、日本のブランド創造・発信力の強化が不可欠である。現下の経済危機を克服するためにも、デジタル・ネットワーク環境を活用しつつ、我が国消費者の優れた感性によって育まれたコンテンツ、食、ファッション、デザイン等の日本のブランド価値の創造に関連する産業をクリエイティブ産業と位置付け、その基盤と対外発信の強化により内外市場の拡大を図ることが急務である。

第4に知的財産権の安定性確保に向けた取組を強化することが必要である。権利の安定性・予見性が確保されなければ、事業投資等が水泡に帰し、円滑な事業活動を行うことが困難になってしまうおそれがある。権利の安定性を確保することは知財制度のいわば根幹であり、そのための紛争処理スキームを含む大きな見直しが求められる。

第5に制度利用者のニーズに対応した知財システムの構築に向けた取組を強化しなければならない。知財制度の利用に関連する高コスト構造や利用しにくい法律や審査基準は、これを放置すると知的財産制度そのものに対する信頼を揺るがすものとなりかねない。上記の第1から第4までの取組は結果的に利

ユーザーニーズにも応えるものであるということができ、制度設計や運用を利用者本位のものとするを明確な方針として掲げることが適当である。

以上の5本柱を第3期の知的財産戦略の基本方針とし、総合的かつ一体的に推進することにより、我が国は、技術、コンテンツ、ブランド等の優れた知的財産を多数創造し、それらを有機的に組み合わせ経済的価値を創出し続けることを通じグローバル市場における競争力強化を目指すべきである。

また、第3期においては、知的財産政策の実効性、効率性及び透明性を確保する観点から、政策目標を設定するとともに、評価指標に基づきその達成状況を客観的に評価し、その評価を踏まえ、更に必要な施策を講ずるという政策評価マネジメントをより適切に実行すべきである。

なお、政策評価に当たっては、定量的指標に基づく評価のみならず、施策の実施状況やその成果に係る定性的な評価も合わせて行うとともに、中間評価等に基づき評価指標の見直しを随時行うことが適当である。

(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉

重要な知的財産を多数獲得し、これを効果的に経済的価値の創出に結び付けるため、イノベーション促進のための知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- イノベーション促進のための知的財産戦略を強化するため、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築するとともに、大学や中堅・中小企業の生み出す知的財産を適切に管理し他のリソースと結び付けて事業化につなげる総合プロデュース機能を強化する。また、事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を促進するとともに、これを担う人材を育成する。
- 特に内外の知的財産の有効活用を図るオープン・イノベーションの進展に対応するため、知的財産の公正・円滑な活用や技術情報の適切な保護を図るための環境整備を行う。

【評価指標】

- ・我が国全体の研究開発投資額
- ・制度・運用見直しに係る出願・登録件数
- ・特許審査待ち期間
- ・産業革新機構（イノベーション創造機構）の活動状況
- ・大学における産学連携活動による全収入（特許権実施料、著作権使用料、共同研究費を含む。）
- ・大学の研究成果を活用した事業化の件数・事例
- ・内国人出願件数に占める中小企業の比率
- ・地域における新事業の展開事例

【重点施策】

〈技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築〉

○（P）

○先端医療分野における特許保護の在り方の見直し

先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずる。

○日本版フェアユース規定の導入（P）

著作権法に権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け実際の規定振りについて検討を行い、必要な措置を講ずる。

○不使用商標対策の強化

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○意匠の権利範囲の明確化

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準を明確化するとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○特許審査処理の迅速化

特許審査待ち期間の11か月への短縮（2013年まで）を目指し、必要な審査官の確保、無駄のない戦略的な出願・審査請求に資する情報提供の強化等の総合的な取組を推進する。

〈大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能の強化〉

○産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する「産業革新機構（イノベーション創造機構）」の体制を整備する。

○大学の知的財産本部や技術移転機関（TLO）の統廃合・専門化

現行の大学の知的財産本部やTLOに対する支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。

○産学連携における外部機能の積極的活用の促進

科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の産学連携支援機能を強化するとともに、大学知的財産本部やTLOにおける外部リソースの活用を促す。

○中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携の強化

知的財産施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携を通じ、地域の中堅・中小企業や大学等の生み出した知的財産を他の経営資源と有効に結び付けて事業化まで支援する総合プロデュース機能を強化する。

○地域金融機関における知的財産の活用の促進

地域金融機関において知的財産を活用した融資が促進されるよう、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。

〈イノベーション創出に資する知的財産人材の育成〉

○研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担う人材の育成

事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担うチームを構成する人材を育成すべく、より幅広い知識や経験を身に付けることができる研修等に対する支援を行う。

○知財教育の充実

独創性や他人の知的財産を尊重する意識を子供の頃から育むための課外授業や学校における知財教育を充実させる。

〈オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備〉

○適切な権利行使の在り方の検討（P）

知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、正当な権利行使を尊重するとの前提の下、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例（eBay判決）等を考慮しつつ、差止請求の要件、損害賠償請求制度の在り方等について検討を行うとともに、権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討（P）

特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の動向、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンス保護制度の導入の可否について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○（P）

○営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備（P）

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な法制度を整備するため、営業秘密侵害罪による処罰の対象を拡大するとともに、裁判の公開の要請に十分配慮し、被告人の防御権の行使の機会や円滑な訴訟手続の確保に留意しつつ、その刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉

世界規模でのイノベーション創出や事業展開を促進するため、グローバルな視点からの知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- 世界知財システムの構築に向けリーダーシップを発揮して取り組むことにより可能な限り早期に実質的な相互承認の実現を図るとともに、高い経済成長を維持しているアジア諸国等に対する知財制度の整備・適切な運用に係る支援を行う。
- 海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組を強化する。
- 我が国企業や大学の海外展開や海外リソースの活用を促進するとともに、国際標準化活動を強化する。

【評価指標】

- ・ 特許の海外出願比率
- ・ 特許審査ハイウェイの利用件数、対象国数、利用者の満足度（アンケート・ヒアリング調査）
- ・ 我が国企業の模倣品・海賊版流通による被害率（アンケート調査）
- ・ 国際標準化機関における議長、幹事等ポストの獲得数
- ・ 大学における海外由来研究費率

【重点施策】

〈世界知財システムの構築等に向けた取組の強化〉

○世界特許システムの構築に向けた取組の強化

世界特許システムを構築に向け、我が国がリーダーシップを発揮して、以下の取組を強化する。

- ・ 特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善
- ・ 日米欧三極特許庁を中心とした審査基準、審査判断の調和
- ・ 審査ワークシェアリングのための海外先行技術文献の検索環境の整備
- ・ 実体特許法条約の実現に向けた交渉の加速
- ・ WIPO（世界知的所有権機関）における国際出願に係る事務処理システムの改善

○ハイレベルな知的財産外交の推進

国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止等の実現に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

○アジア諸国に対する知財人材育成等に対する支援の推進

相手国のニーズや制度の整備状況等を踏まえつつ、アジア諸国に対する人材育成、審査協力、情報システム構築等に係る支援を引き続き実施する。

〈海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組の強化〉

○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

○国内における模倣品・海賊版の取締りの強化（P）

外国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を働き掛けるに当たっては、国内対策の徹底が大前提であることにかんがみ、税関や警察等において、諸外国の関係機関との連携強化、権利者との協力関係の構築、必要な職員の確保等を通じ、国内における模倣品・海賊版の取締りを強化する。

〈海外展開や海外リソースの活用の促進〉

○海外の知財関連情報の提供強化

我が国企業等の外国での特許出願等を促進するため、我が国産業界のニーズを踏まえつつ、アジア諸国やインド、ブラジル、ロシア等に関する知財関連情報の提供を行う。

○中小企業の海外への事業展開に対する支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度を拡充するとともに、海外展開に際しての情報提供から権利の取得、権利行使、模倣品対策までの一貫した支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

○大学の国際的な産学官連携活動体制の整備

大学における国際的な産学官連携活動に関する基本方針の策定、必要な人材の確保等の国際的な産学官連携活動に係る体制整備を支援する。

〈国際標準化活動の強化〉

○標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討

国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。

(3) クリエイティブ産業の成長戦略の推進〈Promotion of Creative Industries〉

コンテンツ、食、ファッション、デザイン等の日本のブランド価値の創造に関連するクリエイティブ産業の成長戦略を推進する。

【政策目標】

- クリエイティブ産業の成長を目指し、新たな創造や新規サービスの創出を支援するとともに、分野横断的な日本ブランドの海外発信力の強化等を通じ海外展開を促進する。加えて、クリエイターの創作環境の充実とその育成やインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化を図る。
- その基盤整備を図るため、デジタル・ネット時代に対応した知財制度や円滑かつ公正な契約環境を整備するとともに、ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する。

【評価指標】

- ・ コンテンツ、食、ファッションの産業の規模
- ・ コンテンツ産業の海外依存度
- ・ 映画、音楽等の各分野の市場に占める国内作品の割合
- ・ 集中管理団体が管理する委任者数、委任範囲の内容
- ・ コンテンツ関連情報に関するデータベースの整備、アクセス数
- ・ インターネット上の著作権侵害事犯に係る検挙事件数、検挙人員
- ・ 訪日外国人旅行者数、外国人留学生数、対日世論調査

【重点施策】

〈新たな創造や新規サービスの創出に対する支援〉

○クリエイティブ産業における中小企業支援対策の活用の促進

産業クラスター等を活用し、地域のクリエイティブ産業のネットワーク形成を促進するとともに、産学官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援対策のクリエイティブ産業における積極的な活用を促進する。

○地域ソフト資源の映像化を通じた地域クリエイティブ産業の育成

地域におけるクリエイティブ産業のネットワーク形成を促進し、地域の発信力向上を図る。

○新しいメディアを創出するための法制度等の整備

新たな市場提供を担う新しいメディアの創出を促進するため、携帯端末向けマルチメディア放送、デジタルサイネージ、e-空間等の新しい伝送手段を柔軟に活用し得る法制度の在り方や技術的環境の整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。

〈クリエイティブ産業の海外展開の促進〉

○コンテンツの海外展開の促進

海外展開を視野に入れたコンテンツの製作、販路開拓等に対する総合的な支援策を実施する。

○日本ブランド発信イベントの機能強化

JAPAN国際コンテンツフェスティバルと東京発日本ファッション・ウィークを連携させ総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化する。また、メディア芸術祭や国際ドラマフェスティバルを充実・強化する。さらに、コンテンツ等の関連イベントに併せて日本食、日本食材等の普及を図る。

○中小企業の海外展開に対する支援の充実

日本貿易振興機構を通じ諸外国の市場動向や法制度等についての情報提供を強化するとともに、中小企業による地域資源の活用や農商工連携を通じて開発した新商品の海外販路拡大を支援する。

○コンテンツ規制等に係る外国政府に対する働き掛けの強化

政府間のハイレベル会合等を通じて、コンテンツ輸入規制や検閲制度の緩和等に関する働き掛けを強化する。

〈日本ブランドの発信力の強化〉

○対外発信の重点化

アジアの重点対象国・地域に対し、分野横断的な大型イベントの集中開催、現地チャンネル枠等効果的なウィンドウの確保、共同番組製作、日本の人気ウェブサイトの翻訳支援等の効果的な広報を実施する。

○在外公館における支援拠点の設置

在外公館にビジネス活動の支援拠点として「日本ブランド支援センター（仮称）」を設置し、日本貿易振興機構など関係機関と連携を強化しつつ、在外公館施設等を活用した日本ブランドの紹介・普及等に積極的に取り組むことにより、現地におけるビジネス支援機能を強化する。

〈クリエイターの創作環境の充実と育成〉

○若手クリエイターの育成

メディア芸術祭の場を活用した若手クリエイターの新たな表彰・奨励の仕組みや卓越した才能を持つクリエイターの発掘等により、将来を担う若手クリエイターを育成する。

○文化資源のアーカイブ化の推進

我が国の文化資源の共有と再評価を図ることにより、新たな創造活動の基盤を構築するため、伝統的な文化財に加えて、アニメ、マンガ、映画、ファッション、デザイン等に関する収集保存、研究及びデジタル・ネットワーク化を推進する。

〈インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化〉

○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化（再掲）

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

○インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化（P）

官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行い、その被害実態を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、実効性のある措置を講ずる。また、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。

〈デジタル・ネット時代に対応した知財制度等の整備〉

○日本版フェアユース規定の導入（再掲）（P）

著作権法に権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る利用制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け実際の規定振りについて検討を行い、必要な措置を講ずる。

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化

著作権法上のいわゆる「間接侵害」関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。

○デジタルコンテンツ流通の促進

放送番組等に係る権利処理の円滑化を図るため、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルール確立を促進する。また、権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応の検討を行い、必要に応じて法制度を整備する。

○デジタル・ネット環境の進展に伴うコンテンツ取引環境の整備

メディアの多様化によるコンテンツの利用許諾手続や流通経路の複雑化に対応するため、コンテンツ取引の環境を整備する。

○クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境整備

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境を整備する。

〈ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度の構築〉

○農林水産品に対する地理的表示制度（GI）の導入（P）

WTO（世界貿易機関）で議論されている地理的表示の導入と合わせ、産地、品種、生産方法等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える制度（GI）について、国内企業等の既存の取組との調整を図った上で整備するための検討を進める。

○ブランド力の向上に向けた取組を促進する商標制度の在り方の検討（P）

○意匠の権利範囲の明確化（再掲）

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準を明確化するとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉

ビジネスリスクの低減を図るため、知的財産権の安定性・予見性を確保するための取組を強化する。

【政策目標】

- 特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行うとともに、特許庁審査の質の一層の向上や特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し等により、知的財産権の安定性・予見性を確保する。

【評価指標】

- ・特許庁の審査の質や特許権の安定性・予見性に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○無効判断の原因分析

特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行う。

○特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○特許審査結果の安定性確保に向けた方策の検討

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状等を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化（再掲）

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。

○国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境の整備

先行技術の一層容易な発見に資するため、国内外の特許文献と非特許文献（論文等）をシームレスに検索できる環境を整備する。

(5) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendly〉

利用者本位の知財システムの構築に向けた取組を強化する。

【政策目標】

- 知財制度の利用に関連するコストの低減やサービスの質の向上を図るため、制度利用者のニーズを的確に反映して進化し続ける持続可能な知財システムを構築する。

【評価指標】

- ・ 知財システム全体に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○行政サービスの質の向上に向けた取組の強化

知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で特許庁等における行政サービスの質の向上、業務改善等を推進する。

○著作権登録制度の運用改善

著作権登録原簿の電子化等を通じて、登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を行う。

○審査基準の明確化・透明化

保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化する。また、利用者、司法関係者、審査官等との適切な意思疎通が図られるよう審査基準の策定過程の透明化を図る。

○中小企業に対する特許手数料減免制度の見直し（P）

中小企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、資格要件の緩和、減免範囲の拡充、申請手続の簡素化等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○出願人のニーズに応じた審査処理スキームの構築

試行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築する。